

訪問診療等設備整備事業費補助金 よくあるご質問（R7.5.30時点）

これまで皆様から多くお問い合わせがあった内容をまとめていますので、申請にあたってご参考ください。

No.	分野		質問	回答
1		補助対象	現在、車（医療機器）の納品に時間がかかるため、4月に発注した。補助対象となるか。	なりません。 なお、原則、県からの交付決定後に契約（発注）したものが補助対象となります。交付決定通知より前に契約（発注）する必要がある場合は、契約（発注）前に、事前着手届を提出してください。県が事前着手届を承認した日より契約（発注）が可能です。
2			納期が来年度になる。補助対象となるか。	なりません。
3			来年度納期のものを今年度契約した場合、来年度の対象となるか。	なりません。
4			過去に補助を受けたことがあるが、今年度の申請対象となるか。	申請が多ければ優先順位を付けて採択するため、不採択になる可能性はありますが、申請対象となります。
5			退院前訪問・退院後訪問を実施しているが対象となるか。	退院前・退院後訪問も対象となります。
6			10/1からの新規開業を考えている。その場合でも対象となるか。	年度内に新規開業される場合は対象となります。
7			訪問介護は対象となるか。	対象となりません。
8			車両（医療機器）の上限が150万円（100万円）とあるが、それ以上の車（医療機器）は購入できないか。	車を例にすると、200万円の車を購入しても、補助金は150万円×2／3が上限という意味ですので、購入自体は問題ありません。
9	共通事項	見積書	複数からの見積書は必須か。	必須です。車の場合は別々のディーラーから見積もりをもらってください。ただし、医療機器において特殊な機器である等の事情により、複数社からの見積書徴収が難しい場合はこの限りではありません。
10			複数見積は違うメーカーのものではいけないか。	同じメーカー（車種）のものが望ましいですが、違うメーカーであれば、同等品の見積書を徴収してください。
11			車（医療機器）の見積もりをとったが、10月にモデルチェンジがあるとのこと。現時点でモデルチェンジ後の見積もりはもらえないが、現状のものでよいか。	現状のもので構いませんが、モデルチェンジ後見積金額が変わっても、交付決定金額までしか補助金は交付できません。交付決定をした車（医療機器）から変更となった場合、変更理由書又は変更交付申請書を提出してもらう可能性があります。
12	補助金額の考え方	A社とB社の複数見積もりの結果、補助対象経費A社＜B社、支払総額（補助対象経費＋補助対象外経費）A社＞B社であった。支払総額の安いB社で購入したいが、補助金額はどのように算定すれば良いか。	購入はB社であったとしても、補助対象経費の金額はA社の金額で算定するものとします。	
13		基準額は税込みか。	税込みです。	
14		値引きがある場合、値引き後の額が対象経費か。	値引き後の額が対象経費です。	
15	その他	一法人に4事業所ある。 申請は一法人当たり1申請までか、それとも1事業所1申請か。	1事業所1申請までエントリー可能ですが、予算の都合上、不採択とさせていただきます。	
16		着手とは契約のことか。 入札案件の場合はどこからが着手か。	入札案件の場合、開札までは交付決定前に行っていたいただいて構いません。 契約（発注）を交付決定前に行った場合は、事前着手届を提出し、認められた場合を除き、対象外です。	

No.	分野		質問	回答
17	共通事項	その他	下取りがあるが、申請書へどのように記載すればいいか。	様式1別紙2において、「1. 補助対象事業分」に値引き（下取）として記載してください。 例：下取り額100,000円の場合、「1. 補助対象事業分」の金額欄には「－100,000」と記載
18			支払いについて、 ①現金ではなく、クレジットカード払いも可能か ②一括払いではなく、分割払いも可能か	①どちらも可能です。 ②どちらも可能ですが、分割払いについては、事業年度内に支払いを完了してください。
19			補助金を申請者と異なる名義の口座に振り込んでもらいたいが可能か。 例：補助事業者は●●訪問看護ステーションだが、振込は併設の●●病院へお願いしたい	委任状の提出が必要となりますので、必要な手続きについて県担当者へお問い合わせください。
20			口座登録の金融機関の指定はあるか	全国銀行内国為替制度に加盟している次の金融機関であればどこでもかまいません。 全国の普通銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、商工組合中央金庫、農林中央金庫及び信用漁業協同組合連合会及びゆうちょ銀行
21			応募多数の場合、申請順は考慮されるのか。（先着順か）	申請期限までに提出いただければ、申請順は考慮しません。
22	訪問診療車		スタッドレスタイヤを見積もりに入れていいか。	見積もりに入れても構いませんが、補助対象は車両本体価格のみですので、申請時は補助対象外経費としてください。
23			カーナビ（単品）は補助対象になるか。	車両本体を補助対象としているため、カーナビは対象外です。
24			令和元年度にこの補助金で車両購入した。走行距離が多くなったので補助金を活用して更新したいが可能か。	普通車であれば6年使用していただくことになっていますので、それまでに処分する場合は補助金返還が必要となります。 なお、台数を増やす事は問題ありません。
25			車両のリースは対象となるか。	リースは対象となりません。
26			中古車の購入も対象となるか。	中古車も対象となりますが、新車と同じ耐用年数（普通車6年、軽自動車4年）使用ができる車両か確認できる資料を申請時に添付してください。
27	医療機器		訪問診療（看護）で用いるノートパソコンやipadは対象か。	訪問先で用いるノートパソコン、ipadであれば対象となります。
28			訪問先での記録やデータ管理に用いるため、PCとは別途、カルテ入力用のソフトを入れて使用する必要があるが、ソフトは対象か。	ソフトウェアは対象となりません。
29			医療機器の保守費用（修理サポートプランなど）は補助対象か。	保守費用（修理サポートプランなど）は補助対象外です。
30			薬局で整備し、訪問診療を行う医療機関へレンタルする医療機器は補助対象か。	レンタルで使用される機器は補助対象外です。